

○経済産業省令第九十八号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条の二第七項並びに電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第二条、第八条第二項及び第九条第二項第一号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条 免状の交付の申請</p> <p>（免状の交付の申請）</p> <p>様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第四条第三項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真^二を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（免状の再交付の申請）</p> <p>第八条 令第四条第一項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第四による申請書に写真^二を添えて提出しなければならない。</p> <p>（認定証の交付の申請）</p> <p>第九条の二 法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五の二による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三</p>	<p>第六条 免状の交付を受けようとする者は、様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第四条第三項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真^二を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（免状の再交付の申請）</p> <p>第八条 令第四条第一項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第四による申請書に写真^二を添えて提出しなければならない。</p> <p>（認定証の交付の申請）</p> <p>第九条の二 法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五の二による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三</p>

<p>項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第四項に規定する者であることを証明する書類及び写真を添えて、当該認定証の交付を受けようとする者の住所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(認定証の再交付)</p> <p>第九条の四 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその再交付を申請することができる。この場合において、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第五の三による申請書に写真を添えて、当該産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(学科試験の科目の範囲)</p> <p>第十条 令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の学科試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>2 令第八条第二項の経済産業省令で定める第二種電気工事士試験の学科試験の科目の範囲は、第三条の表(実習の項を除く。)の中欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(学科試験を免除する学校の課程)</p> <p>第十一条 [略]</p>	<p>項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第四項に規定する者であることを証明する書類及び写真二枚を添えて、当該認定証の交付を受けようとする者の住所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(認定証の再交付)</p> <p>第九条の四 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその再交付を申請することができる。この場合において、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第五の三による申請書に写真二枚を添えて、当該産業保安監督部長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(筆記試験の科目の範囲)</p> <p>第十条 令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の筆記試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>2 令第八条第二項の経済産業省令で定める第二種電気工事士試験の筆記試験の科目の範囲は、第三条の表(実習の項を除く。)の中欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(筆記試験を免除する学校の課程)</p> <p>第十一条 [略]</p>
--	--

備考 表中の「」は注記である。

様式第二、様式第四、様式第五の二及び様式第五の三中「2枚」を削る。

様式第三中「様式第3」を「様式第3(第7条四款)」に改める。

様式第三の二中「様式第3の2」を「様式第3の2(第7条四款)」に改める。

様式第五の五中「様式第5の5」を「様式第5の5(第9条の7四款)」に改める。

様式第五の六中「様式第5の6」を「様式第5の6(第9条の7四款)」に改める。

附則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。